



核データ部会 核データ利用者支援小委員会要領

平成 24 年 3 月 20 日 第 25 回核データ部会全体会議制定

(設置)

第 1 条 日本原子力学会核データ部会に核データ利用者支援小委員会（愛称「核データなんでも相談室 (Nuclear Data User Support Group, NuDUS)」，以下「相談室」という）を設ける。

(目的)

第 2 条 相談室は，核データの利用者側と開発側と間でコミュニケーションを活性化し，原子力研究開発全体に関わる共通基盤的な問題を取り扱うための総合窓口としての役割を果たすことを目的とする。

(委員長及び委員)

- 第 3 条 相談室の委員長は，核データ部会運営小委員会の企画担当委員の中から部会長が委嘱する。
- 2 委員長の任期は，2 年とする。ただし，再任を妨げない。
 - 3 委員は，核データ部会に所属する部会員及び有識者の中から，委員長が若干名を推薦し，核データ部会運営小委員会の承認を経て，委嘱する。
 - 4 委員の任期は，特に定めない。

(活動)

第 4 条 相談室は，以下の項目の活動を行う。

- イ) 相談を受け付けるメールアドレス (AESJ-NDD-soudan@ml.jaea.go.jp) を設定する。外国からの相談も受け付ける。
- ロ) 質問が届いたら，その質問の内容が分かる委員が，まず質問内容の確認や，回答の第一報などを質問者に直接送って良い（相談室 ML に CC する）こととする。この回答に対して，別な委員が補足説明を質問者に送る（相談室 ML に CC する）ことも，よいこととする。
- ハ) 数日待ってもだれも回答しない場合は，委員長が，委員の中から担当者を選定・依頼して，とにかく質問者と接触するように依頼する。（これから調べるので，少し時間をくださいというようなことでもよいから，とにかくメールを送る。）
- ニ) 委員は，質問に適切に対応するために必要であると判断した場合は，委員以外の核データ部会員に回答を行うために必要なアドバイスを求めることができる。

ホ) 回答後の更問や質問者のフォロー等が一段落したら、第5条に従って報告を行う。

(報告)

- 第5条 相談室に寄せられた相談及びその回答は、情報共有のため原則として核データ部会ホームページに掲載するとともに、定期的に部会全体会議へ報告する。
- 2 相談者の不利益にならないように、相談者の氏名等は原則匿名とする。

(補則)

- 第6条 この要領に定めるもののほか、活動に必要な事項は、核データ部会運営小委員会の定めるところによる。
- 2 この要領および関連する規程等に定めのない事態が生じたときは、核データ部会運営小委員会は、関連する規程等の趣旨を尊重して適切な処置をとることができる。ただし、事前または事後に部会全体会議で報告しなければならない。

附則

- 1 本要領の制定および改廃は、核データ部会運営小委員会および部会全体会議の議決を経るものとする。
- 2 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

改訂履歴

- ① 平成22年4月1日制定
- ② 平成24年3月20日 第25回核データ部会全体会議において改定